

行政機関における著作物の公衆送信に関するニーズについて

1. 概要

公的機関等におけるDXの基盤整備の観点から、行政機関における著作物等の公衆送信に関するニーズを収集した。

<ニーズ例>

- ・行政のDX化に伴い、メールやインターネットを通じて著作物を公衆に送信することになる制度改正の予定・検討
- ・個別に著作権者等に著作物の利用許諾を得るのが困難な事情
- ・その他、業務上、著作物を電子ファイルとして保存・閲覧をする必要性のある場合

2. 主なニーズ

(1) 公衆送信行為が必要になる制度改正の予定

- ・民事訴訟法の改正による民事訴訟手続等のデジタル化

(2) 公衆送信行為を伴い、かつ、個別に許諾を得ることが困難なもの

- ・訴訟・行政審判のために相手方・第三者の著作物を電子データで、共有フォルダやクラウド上に保存すること
- ・災害発生時における被害情報等（関係機関・個人のウェブサイト上のデータ等）の集約・発信

(3) 業務上、著作物を電子ファイルとして保存・閲覧をする必要性のある場合

- ・政府刊行物に含まれる他人の論文等について行政文書としてクラウド保存すること
- ・会議資料、審査申請のために提出された資料、所掌事務に関する資料のクラウド保存

3. 検討

上記のうち、制度改正が予定されている（1）については、議事（1）にて審議を行ったもの。

（2）の訴訟・行政審判に係るニーズについては、（1）の検討及び（3）のクラウド保存の検討と併せて検討すべきか。（2）の災害時等における対応に係るニーズについては、一部、関係機関間での事前のガイドラインの策定や協定等により解決する部分もあると考えられるが、災害終息後の著作物等の利用実態も把握した上でさらに検討すべきか。

（3）の行政機関内部におけるクラウドの保存については、現在の紙媒体の内部複製に比して、著作権者等への影響の違い（閲覧可能人数の多さ、既存ビジネスへの影響等）をどう評価するか。具体的には、関係者間の合意・要望を踏まえて検討すべきと考えられるがどうか。